

STOP! 不正軽油!

～不正軽油に関わる人はすべて罰せられます～

◎軽油引取税を脱税すると

軽油引取税を脱税すると、5年以下の懲役、500万円以下の罰金が科されます。
なお、脱税額が500万円を超える場合は、脱税額相当の罰金が科されます。〔法700条の28〕

◎不正軽油を製造すると

知事による製造の承認を受けずに軽油を製造すると、5年以下の懲役、500万円以下の罰金が科されます。さらに、製造した法人には3億円以下の罰金が科されます。

〔法700条の22の3〕

◎不正軽油を製造する者に原材料等を提供・運搬すると

平成18年度新設

不正軽油の製造に使われることを知って原材料（重油等）・薬品・資金・土地・建物・車両・機械等を提供・運搬すると、3年以下の懲役、300万円以下の罰金が科されます。
さらに法人には2億円以下の罰金が科されます。

〔法700条の22の3〕

◎不正軽油を運搬・保管、購入・販売すると

不正軽油と知って運搬・保管、購入・販売すると、2年以下の懲役、200万円以下の罰金が科されます。さらに法人には1億円以下の罰金が科されます。

〔法700条の22の3〕

◎検査を拒否すると

帳簿書類等の調査や採油、質問などを拒否すると、1年以下の懲役、20万円以下の罰金が科されます。

〔法700条の9〕

－不正軽油に荷担した人は納税義務を負います－

◎委託を受けて不正軽油を製造すると

委託を受けて不正軽油を製造すると、委託者とともに軽油引取税を納付する義務を負います。(※)
〔法700条の4の2〕

◎不正軽油製造施設を貸し付けると

不正軽油を製造した施設・設備（車両等の移動施設を含む）を貸し付けた者は、製造者とともに軽油引取税を納付する義務を負います。(※)
〔法700条の4の2〕

※納税義務者が特定できないとき又はその所在が明らかでないとき

不正軽油に関する情報をお寄せください。

不正軽油110番

TEL 022-211-2324

(宮城県税務課) FAX 022(211)2396 MAIL zeimu@pref.miyagi.jp

宮城県不正軽油防止対策会議

R100

古紙配合率100%再生紙を使用しています

PRINTED WITH SOY INK

この印刷物は10,000部作成し、1部あたりの印刷単価は68円です。